

## ■ 「Pinky:st」を申請希望された方へ ■

今回のワンダーフェスティバル2026〔冬〕にて申請をご希望された、「Pinky:st」について、(株)GSIクレオス様より下記のとおり申請ガイドラインが規定・提示されております。

内容をご確認のうえ、必ず遵守くださいますようお願いいたします。

- 1イベントあたり1アイテム50個限度（但し当社より別途許諾を受けた場合は除外）を販売の上限とします。
- 発売済みPinky:st商品の複製品をパーツとして、そのままでの販売は禁止します。また複製パーツの使用禁止については、自作した部分に元のままの形状の複製パーツを接合して一つの原型とした場合も含みます（例：自作ボディーに複製品そのままの腕や足などを接合）。少しでも手が入ればOKとしますが、あまりに明らかな流用は許諾不可とする場合があります。
- 裸素体や完全に裸のキャラほかPinky:stの世界観に合わないとは判断されるものは許諾できません。
- 既存キャラクターを使用した作品に対し、近日中に一般商品としてPinky:st化予定のものについては、許諾不可となる場合があります（キャラクターの著作権元様の許諾を前提とします）。
- 本申請の際は、製品内容をご記入ください。申請用画像の内、製品に含まれないパーツを記載していただくだけでも結構です。

できるだけ敷居を低くして、新規に造形を始める皆様の助けになればと考えておりますので、ご協力お願いいたします。

不明な点、解釈に迷う点などがある場合はお問い合わせください。

※この書面は本申請の有無に関わらず、該当するキャラクターを申請希望された全ての方へ送付しております。